

# SBI証券

金・銀・プラチナ取引に関する説明書

## 金・銀・プラチナ取引に関する説明書 目次

<b>I 金・銀・プラチナ取引の概要</b> .....	2
1 SBI証券の金・銀・プラチナ取引の特徴	
2 金・銀・プラチナ取引の開始について	
(1) 取引開始基準	
(2) 取引口座開設までの流れ	
3 金・銀・プラチナ取引における重要事項	
(1) リスクについて	
(2) 総合取引約款の適用	
(3) 金・銀・プラチナ取引に関する説明書(本説明書)の変更	
<b>II 金・銀・プラチナ取引の受渡代金の決済方法について</b> ...	5
1 スポット取引(買付/売却)	
2 積立取引(定額/定量)	
<b>III 金・銀・プラチナ取引に関して</b> .....	5
1 取引までの順序	
2 取扱商品	
3 取引種別	
4 取引手数料、その他費用	
5 資金の振替	
6 移管・入出庫	
7 現物転換請求、預入	
8 積立時不足金自動振替設定	
9 税金等	
10 取引に関するご注意事項	

## 金・銀・プラチナ取引に関する説明書

お取引にあたっては、本説明書を十分ご理解いただき、記載された事項をご承諾のうえ、お客様自身の判断と責任において行っていただくようお願いいたします。

### I 金・銀・プラチナ取引概要

#### 1 特徴

当社が提供する金・銀・プラチナ取引に関するサービスは、GBI(Gold Bullion International)社(以下 GBI)※が提供する貴金属プラットフォームを通してお取引いただきます。本サービスは日本国内の個人投資家向けの現物取引であり、24 時間リアルタイム取引を可能とした「スポット取引(買付/売却)」、並びに毎月一定金額(または数量)を買付けする「積立取引(定額/定量)」を提供いたします。

金・銀・プラチナ取引は前受金制となっているため、金・銀・プラチナ取引口座を別途開設いただき、総合口座から金・銀・プラチナ取引口座へ現金を振替いただき、お取引を開始してください。

※GBI (Gold Bullion International)とは

貴金属ディーラー等との独自マーケットを通じて、投資家が最適な価格で貴金属の現物資産を取引することができるプラットフォームの提供を手掛けています。取引システム以外にも、貴金属地金の保管や配送、保険や監査までも一貫して提供しております。

会社名	Gold Bullion International, LLC
本社所在地	485 Lexington Avenue, Suite 304, New York, NY 10017
設立	2009年

## 2 金・銀・プラチナ取引の開始について

### (1) 取引開始基準

当社の金・銀・プラチナ取引は、インターネット取引サービスを利用されているお客様を対象とさせていただきます。

### (2) 取引口座開設までの流れ

金・銀・プラチナ取引の開始にあたり、次のお手続きが必要になります。

- (a) すでに当社に総合取引口座を開設している必要があります。総合口座を開設されていないお客様は、はじめに総合口座の開設をお願いいたします(当社 WEB サイトのトップページにある口座開設画面からお申込みができます)。
- (b) 本説明書、「金・銀・プラチナ取引約款」および「個人情報の第三者提供」をご精読いただき、ご理解・ご承諾のうえ、「金・銀・プラチナ取引口座」をお申込みください。
- (c) お客様のお申込内容を審査後、お客様のメッセージボックス(重要なお知らせ)に、「金・銀・プラチナ取引開始手続」完了のお知らせを配信いたします。
- (d) 上記「重要なお知らせ」をご確認いただき、総合口座から金・銀・プラチナ取引口座へ現金を振替いただくと、金・銀・プラチナ取引がご利用いただけます。

## 3 金・銀・プラチナ取引における重要事項

### (1) リスクについて

- (a) 本取引は、政治・経済情勢の変化および各国政府の貴金属地金取引への規制等による影響を

受けるリスクがございます。また、かかるリスクが顕在化した場合、当社の提供する本取引にかかるサービスの全部又は一部が変更、中止又は停止されるリスクがございます。

- (b) 本取引は為替相場の変動により損失を被ることがあります。
- (c) 本取引は、システム機器、通信機器の故障等、不測の事態により取引の制限が生じるリスクがあります。
- (d) 本取引は売値(Bid:お客様が売ることのできる値段)と買値(Ask:お客様の買うことのできる値段)の差(スプレッド)がございます。スプレッドは固定されるものではなく、需給バランスや、政治・経済情勢の変化にともない、当社の任意で変更いたします。なお、新規買付の際には、当該貴金属の価格が変動しなかったとしても、スプレッド分だけ評価損が生じます。
- (e) 本取引には、当社が本取引に関連して行う貴金属取引のカバー取引の取引先業者および、その取引先の破綻等による取引制限により被る損害等の取引先信用リスクがあります。
- (f) 本取引では、預託金を金融商品取引法の規定に基づき、信託銀行へ金銭信託を行う方法により当社の資産と区分して管理していますが、いかなる公的保険機構、または公的保護の対象になっておらず、当社へ預託金が預け入れられてから実際に金銭信託されるまでには一定の日数が掛かり、その期間は金銭信託の対象外となる可能性があるため、万が一、当社が破綻したとしても、預託金の返還が保証されないこともございます。
- (g) 本取引より生じるお客様の当社に対する債権は、当社に対する一般の債権者と同様に取り扱われます。
- (h) 本取引に含まれるリスクとして上記に掲げられたものは一般的なものであり、リスクとして全てを網羅しているわけではございません。

## (2) 総合取引約款等の適用

金・銀・プラチナ取引は、本説明書の他、「総合取引約款」、「証券総合サービス取扱規程」、「インターネット取引取扱規程」、「金・銀・プラチナ取引約款」等の定めるところによるものとします。

## (3) 金・銀・プラチナ取引に関する説明書(本説明書)の変更

- (a) 本説明書は、法令の制定・変更、または監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更されることがあります。
- (b) 変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その内容をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申し出がないときは、その変更にご同意いただいたものとして取扱います。
- (c) 前(b)の通知は、お客様のメッセージボックスへの配信による方法により行うことができるものとします。
- (d) 前(b)の通知は、変更の内容が軽微であると判断される場合は、当社WEBサイト上の掲示による方法により行うことができるものとします。

## II 金・銀・プラチナ取引受渡代金の決済方法について

金・銀・プラチナ取引は前受金制です。金・銀・プラチナ取引の受渡代金の決済方法は、日本円で行います。

### 1 スポット取引(買付/売却)

「スポット取引(買付/売却)」による買付注文を発注される際には、事前に総合口座から金・銀・プラチナ取引口座へ日本円を振り替えていただくことで、買付余力の範囲においてご注文いただけます。買付けされた貴金属地金は、原則リアルタイムでお預かり残高に反映いたします。また買付代金についても原則リアルタイムで現金残高から差し引かれます。売却注文をされた際には、売却された貴金属地金は原則リアルタイムでお預かり残高から差し引かれ、売却代金についても原則リアルタイムで現金残高へ反映いたします。

### 2 積立取引(定額積立取引/定量積立取引)

- ・定額積立取引は、設定した金額を上限に、その月の毎営業日に分割して買付けいたします(ドル・コスト平均)。当月の定額積立取引における買付代金について、前月の所定の期日時点で、お客様が予め設定した積立金額を金・銀・プラチナ取引口座現金残高から拘束し、当月の毎営業日に買付けする金額を、積立注文約定時点で現金残高から引出します。なお、積立時不足金自動振替設定されている場合は、金・銀・プラチナ取引口座から現金残高を拘束し、不足額を証券総合口座から自動振り替えいたします※。買付けされた貴金属地金については、原則リアルタイムでお預かり残高に反映いたします。
- ・定量積立取引は、設定した数量を上限に、その月の毎営業日に分割して買付けいたします。前月の所定の期日までにお客様があらかじめ設定した数量に対して必要な発注金額を、当月の毎営業日約定時点で、金・銀・プラチナ取引口座現金残高から引出し、買付けいたします。なお、積立時不足金自動振替設定されている場合は、金・銀・プラチナ取引口座から現金残高を拘束し、不足額を証券総合口座から自動振り替えいたします※。買付けされた貴金属地金については、原則リアルタイムでお預かり残高に反映いたします。

※積立時不足金自動振替サービスは、お客さまの証券総合口座内にある現金残高のうち出金可能額(信用取引口座を開設されているお客さまは委託保証金現金残高のうち出金可能額の範囲内)を利用いたします。なお、出金可能額がない場合は、自動振り替えいたしません。信用取引、FX、先物オプション、CFD(くりつく株 365)、並びにその他当社取扱商品をお取引されている場合、状況によっては金・銀・プラチナ取引口座への自動振替が時間的に優先されますので、これらの商品への買付資金等へご利用いただけない場合がございますので予めご注意くださいようお願い致します。

## III 金・銀・プラチナ取引に関して

## 1 取引までの順序

当社で取扱う金・銀・プラチナのいずれの商品も、日本円買付余力の範囲内での注文が可能です。  
取引開始手続き完了後のお取引(買い注文の場合)は以下の順序になります。

※ 米ドルでの入出金は、お取扱いできません。

総合口座へログインし、①「入出金」を選択し、遷移後の「入出金・振替」メニューより「振替」を選択します。口座選択を「総合口座→金・銀・プラチナ口座」とし、指示可能額の範囲内で「指示金額」、「取引パスワード」を入力し、振替指示を行ってください。

- (1) ログイン後の、当社 WEB サイトの【金・銀・プラチナ-取引】ボタンをご選択ください。「金・銀・プラチナトップ」に遷移します。(こちらのページは価格やチャートなどの「投資情報」、金・銀・プラチナの「取引照会」、「口座管理」等をご利用いただけます。)
- (2) 「金・銀・プラチナトップ」の【取引】メニューをご選択いただき、「積立」「買付」「売却」をご選択ください。
- (3) 買付注文入力画面では日本円での買付余力の範囲において、ご注文いただけます。  
積立取引をご利用の際は、最初に積立取引設定状況画面より新規設定をしていただく必要がございます。

## 2 取扱商品

金現物(裏付資産:1kg Bar 現物保管場所:New York)

プラチナ現物(裏付資産:1oz Bar 現物保管場所:New York)

銀現物(裏付資産:100oz Bar 現物保管場所:New York)

### 【金現物】

純度 99.99%以上の金地金(ロンドン貴金属市場協会 (LBMA) の受渡供用品として規定された品質を確保したもの)

### 【プラチナ現物】

純度 99.95%以上のプラチナ地金(ロンドンプラチナ&パラジウム市場 (LPPM) の受渡供用品として規定された品質を確保したもの)

### 【銀現物】

純度 99.90%以上の銀地金(ロンドン貴金属市場協会 (LBMA) の受渡供用品として規定された品質を確保したもの)

## 3 取引種別

- スポット取引(買付/売却)

約定価格	注文発注時の価格で約定(価格問い合わせから 15 秒間固定) ※15 秒が経過した場合、再度価格問い合わせをして注文を発注していただきます。
取引日	当社が定めた営業日といたします。 ※当社営業日、国外の金融機関営業日、COMEX、NYMEX の営業日を考慮して定めております。詳細は WEB サイトをご参照ください。
取引時間及び 1 営業日単位	日本時間 8:30～翌 5:00 ※メンテナンス時間等は WEB サイトをご参照ください。
取引単位	金額指定:1,000 円以上、1,000 円単位 グラム(重量)指定: ・金、プラチナ 1g以上、1g単位 ・銀 10g以上 10g単位 全量売却:保有数量小数点 4 位までを全数量売却します。
発注上限	金額指定:1 回の注文につき上限 1 億円 グラム(重量)指定:1 回の注文につき上限 10,000g
決済方法	日本円による決済 ※金、銀、およびプラチナの価格には、当社の定めるスプレッド(買取価格と売却価格の差)がございます。 ※前受金制となり、事前に「金・銀・プラチナ取引口座」へ資金の振替が必要となります。
注文訂正・取消	お客様の注文は、発注後にリアルタイムで約定(または失効)いたします。そのため、注文の訂正・取消をすることはできません。
約定日・受渡日	約定日:お客様の取引が約定した営業日を約定日といたします。 (例) 3/1 15:00 約定→約定日 3/1 3/2 02:45 約定→約定日 3/1  受渡日:お客様の約定日から起算して原則 3 営業日目※を受渡日といたします。 ※休場日等の関係で受渡日が約定日から起算して 3 営業日以上かかる場合もございます。詳しくは WEB サイトを参照ください。
日計り取引	商品(金、銀、またはプラチナ)をお買付後、同一の受渡日にその商品(金、銀、またはプラチナ)を売却されること、または保有されている商品(金、銀、またはプラチナ)をご売却後、同一の受渡日にその商品(金、銀、またはプラチナ)をお買付されることは可能です。しかし、同一の受渡日となる同一商品(金、銀、またはプラチナ)の同一資金による「買付⇒売却⇒買付」または「売却⇒買付⇒売却」は、

	<p>差金決済取引に該当する場合がございます(同一の受渡日の同一商品の預り分と日計り分の売却についても同様に差金決済取引に該当する場合がございます)。</p> <p>なお、同一の受渡日の売買であっても、他商品への乗換売買「金買付⇒金売却⇒プラチナ買付⇒プラチナ売却」は可能です。</p>
--	---

## ■積立取引

概要	<p>定額積立取引(買付):毎月設定した金額を上限に、その月の毎営業日に分割して買付けいたします。(ドル・コスト平均)</p> <p>定量積立取引(買付):毎月設定した数量を上限に、その月の毎営業日に分割して買付けいたします。</p> <p>※具体例は下記「積立買付時の具体例」をご参照ください。</p>
約定価格	<p>毎営業日 8:15 頃の発注時点の価格で約定※</p> <p>※取引時間開始が 8:30 ではない場合、取引時間開始の約 15 分前に約定いたします。詳しくは WEB サイトを参照ください。</p>
(月間)積立単位	<p>定額積立取引(買付):1,000 円以上 1,000 円単位</p> <p>定量積立取引(買付):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金、プラチナ 1g 以上 1g単位</li> <li>・銀 10g以上 10g単位</li> </ul>
(月間)積立限度額	<p>定額積立取引(買付):1 回の設定につき上限 1 億円</p> <p>定量積立取引(買付):1 回の設定につき上限 10kg(10,000g)</p>
新規積立設定	毎月 25 日(非営業日の場合は翌営業日)7:30 まで、翌月からの新規積立設定の申込が可能です。
積立設定変更	毎月 25 日(非営業日の場合は翌営業日)7:30 まで、翌月からの積立設定内容の変更申込が可能です。
積立設定停止	毎月 25 日(非営業日の場合は翌営業日)7:30 まで、翌月からの積立設定内容の停止申込が可能です。
積立設定強制解除	<p>定額積立取引(買付):3 ヶ月連続で翌月設定金額分の余力拘束ができなかった場合、積立設定は強制解除となります。</p> <p>定量積立取引(買付):3 営業日連続で発注時点の買付数量に対して必要な発注金額に対する余力拘束ができなかった場合、積立設定は強制解除となります。</p>
余力拘束	<p>定額積立取引(買付):積立申込期限 8:00 頃</p> <p>定量積立取引(買付):日々の注文発注時点 8:15 頃※</p> <p>※取引時間開始が 8:30 ではない場合、取引時間開始の約 15 分前の発注時点で余力拘束いたします。詳しくは WEB サイトを参照ください。</p>

決済方法	日本円による決済 ※前受金制となり、事前に「金・銀・プラチナ取引口座」へ資金の振替が必要となります。
積立買付時の具体例	<p>定額積立買付</p> <p>■ 10,000 円を毎月買付する場合(その月は 21 営業日と仮定※)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 毎営業日の買付代金: <math>10,000 \div 21 = 476</math> 円(小数点以下切捨て)</li> <li>- 第 1 営業日の買付代金: <math>10,000 - (476 \times 20) = 480</math> 円</li> </ul> <p>※残りの営業日(20 日間)は、476 円ずつ買付けいたします。</p> <p>定量積立買付</p> <p>■ 10g を毎月買付する場合(その月は 21 営業日と仮定※)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 毎営業日の買付グラム数: <math>10 \div 21 = 0.4762</math> g(小数点 5 位四捨五入)</li> <li>- 第 1 営業日の買付グラム数: <math>10g - (0.47620 \times 20) = 0.4760</math> g</li> </ul> <p>※残りの営業日(20 日間)は、0.4762g ずつ買付けいたします。</p>

※積立設定期日の午前 7:30~8:00 については、積立設定内容確定処理のため、積立設定登録(新規設定・変更設定・停止設定)は受け付けることができません。

※システム障害等により、やむを得ず通常時の積立取引の発注時間である毎営業日 8:15 頃(取引時間開始が 8:30 ではない場合、取引時間開始の約 15 分前)の価格にて約定できなかった場合には、復旧後合理的な期間内に当該時点の価格で約定いたします。なお、当日中に復旧しなかった場合は、翌営業日以降に注文発注し、当該時点の価格で約定いたします。

#### 4 取引手数料、その他費用

金・銀・プラチナ取引にかかる手数料等は、以下となります(2021 年 7 月 1 日現在)。詳しくは当社 WEB サイトを参照ください。取引手数料、その他費用は将来変更される場合があります。変更にあたっては、本説明書「I-3-(3)金・銀・プラチナ取引に関する説明書の変更」の規定に従いお客様へご案内いたします。

<取引手数料>

買付時: 約定代金に対して 1.5% (税込 1.65%)

売却時: 無料

<保管料>

無料

#### <年会費>

無料

#### <現物転換請求に係る費用>

所定の引出料・配送料・保険料・消費税等がかかります。当該費用は、ニューヨークの現地保管先から日本国内へ配送手続きを行なうため、お申込み時点の配送業者の利用料金、為替レート等の各種要因により変動いたします。実際にご負担いただく費用は現物転換請求お申込み画面にて概算費用としてご確認いただけます。詳しくは当社 WEB サイトを参照ください。

#### <預入に係る費用>

所定の費用がかかります。詳しくは当社 WEB サイトを参照ください。

### 5 資金の振替

総合口座、金・銀・プラチナ取引口座間の資金振替は以下の時間帯で可能です。

国内営業日 ①7:30～14:50 ②15:50～翌 5:00

※土日祝日は、上記の時間帯に関係なく、振替可能です。

※定期メンテナンス、臨時メンテナンスは WEB サイトよりご確認ください。

①の時間帯は翌営業日計上での出金振替となります。※振替資金はリアルタイムで買付余力へ反映いたします。

②の時間帯は、翌々営業日計上での出金振替となります。※振替資金はリアルタイムで買付余力へ反映いたします。

### 6 移管・入出庫

対象貴金属の他社からの入庫、他社への出庫に関しては受付けておりません。

### 7 現物転換請求

- (1) お客様が一定数量の金・銀・プラチナを保有した時点で、現物転換請求を行うことができます。現物転換請求には所定の引出料・配送料・保険料・消費税等をお支払いいただきます。詳しくは当社 WEB サイトにてご案内いたします。
- (2) お客様は、当社経由で引き出した対象貴金属に限り、当社が指定する方法により当社経由で預入を行うことができるものといたします。預入には所定の費用をお支払いいただきます。

### 8 積立時不足金自動振替設定

お客様が設定した金・銀・プラチナの積立取引(定額/定量)に対して、積立金額余力拘束タイミングにて、拘束金額が金・銀・プラチナ取引口座内の現金残高で充当できない場合は、不足金額を証券総合口座から自動振替する機能となります。積立時不足金自動振替サービスは、お客さまの証券総合口座内にある現金残高のうち出金可能額(信用取引口座を開設されているお客さま

は委託保証金現金残高のうち出金可能額の範囲内)を利用いたします。なお、出金可能額がない場合は、自動振り替えいたしません。信用取引、FX、先物オプション、CFD(くりつく株 365)、並びにその他当社取扱商品をお取引されている場合、状況によっては金・銀・プラチナ取引口座への自動振替が時間的に優先されますので、これらの商品への買付資金等へご利用いただけない場合がございますので予めご注意くださいようお願い致します。定量積立取引にて設定された積立時不足金自動振替設定は、毎営業日 8:05 時点の価格を基に、注文に必要な金額を算出し、不足している金額を証券総合口座より振り替えいたしますが、注文発注時点で価格が大幅に変動し、買付余力が不足する場合には、注文を発注することができません。詳しいサービス内容は当社 WEB サイトをご参照ください。

## 9 税金等

金・銀・プラチナ・銀等の貴金属地金を売却した場合の所得は譲渡所得となります。また総合課税の対象として確定申告が必要となります。なお、保有期間により課税額の算出方法が異なりますので、以下をご参考にしてください。

【保有期間が 5 年以内の場合】： 短期譲渡所得

【保有期間が 5 年超の場合】： 長期譲渡所得

<算出方法>

短期譲渡所得 = 売却価額 - (取得価額 + 譲渡費用) - 特別控除 50 万円

長期譲渡所得 = <売却価額 - (取得価額 + 譲渡費用) - 特別控除 50 万円> × 1/2

※金、銀、プラチナにつきましては、1回の売却により 200 万円を超える譲渡代金を受け取った場合は、支払調書が税務署に提出されます。(個人のお客様)

詳しくは、最寄の税務署等へお問い合わせください。

## 10 取引に関するご注意

・スポット取引(買付/売却)は、価格問い合わせ後、表示価格が 15 秒間固定されます。タイムバーが 15 秒からカウントダウンいたしますので、表示価格にて買付・売却されたい場合は 15 秒以内に注文発注いただくようお願いいたします。ただし、残り 5 秒以内に発注した注文は約定しない恐れがありますので、ご注意ください。

・お客様のご注文が、貴金属地金取引市場、及び外国為替市場の状況等により、必ずしも全数量約定するとは限らず、一部約定、または当該注文すべてが成立しない場合もございます。

(2026 年 2 月改定施行)